

Bugyônin(奉行人) in the Kamakura (鎌倉) Age (3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23724

鎌倉期の奉行人について (三)

梅田康夫

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 各種の奉行人
 - (1) 公家・武家奉行人
 - (2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人
 - (3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行人(以上、五一卷二号)
 - (4) 政所・問注・侍所・引付奉行人(以上、五二卷一号)
 - (5) 地・保・賦・越訴奉行人
 - (6) 本・合・先・当・別奉行人(以上、本号)
- 三 引付の設置と引付奉行人
 - (1) 引付の設置
 - (2) 引付奉行人
- 四 むすび

二 各種の奉行人

(5) 地・保・賦・越訴奉行人

地奉行人および保奉行人については、政所奉行人との関係で既に前項で触れたところであり、両者は一対をなしていた。佐藤進一氏もまた『武家名目抄』の記述に一定の根拠があるとして、政所奉行人との密接な関係について述べている。⁽¹⁾ 保奉行人は、保司奉行人、保々奉行人、保検断奉行人、等といった名称で史料上に比較的多くあらわれるのに対し、地奉行ないし地奉行人という名称があらわれるのは、管見のところ次の二つである。

(A) 『鎌倉遺文』九〇八八号⁽²⁾

条々 文永元年四月 日

一 鎌倉中諸堂供料事

寺用未下之間、多致^二無供之勤^一云々、寺務并雜掌共以不法也、於^二引付^一札^二明子細^一、早速可^レ令^二尋沙汰^一、

一 御分唐船事

可^レ被^レ成^二御教書於宰府^一、自今已後、可^レ被^レ停^二止^一、

一 東国沽酒事

可^レ仰^二守護人并鎌倉地奉行^一、費^レ糜尤甚、永可^二停止^一、次近年多称^二土榎^一、運^レ自^二筑紫^一、非^レ無^二其費^一、同可^レ停^二止^一、

一 農時不^レ可^レ使^二百姓^一事

夏三ヶ月間、永私不^レ可^レ仕^レ之、但領主等作田畠蚕養事、為^二先例之定役^一者、今更不^レ可^レ有^二相違^一、

一 百姓臨時所濟事

有レ限所当之外、臨時徴下事、永可レ停_レ止之、

(傍線筆者)

(B) 『吾妻鏡』 文永二年(一二六五)三月五日条

鎌倉中被_レ止_二散在町屋等_一、被_レ免_二九ヶ所_一、又堀_二上家前大路_一造_レ屋、同被_レ停_二止之_一、且可_レ相_二触保々_一之旨、今日、所_レ被_レ仰_二付于地奉行人小野沢左近大夫入道_一也、

町御免所之事

一所 大町 一所 小町 一所 魚町 一所 穀町 一所 武蔵大路下 一所 須地賀江橋
一所 大倉辻

(傍線筆者)

(A) の文永元年(一二六四)の「条々」は、第一条が鎌倉中、第二条が九州、第三条が東国、第四条および第五条が諸国を対象とした規制である。第三条は米の費消が甚だしいために「沽酒」すなわち酒を売ること、および九州より榼(酒樽)を運送することを停止したものである。この規制は、東国の守護人と並んで鎌倉地奉行に対して発せられた。鎌倉地奉行とは、鎌倉中の一般行政を直接に担当する奉行人であったといえる。

(B) の史料は追加法四二八にもあり、読点と返り点はそれに従った。これによると鎌倉中において散在町屋等を停止し九ヶ所を免ずること、および家の前の道路を掘り上げ屋を造るのを停止すること、そしてその旨を保々に触れるよう、地奉行人である小野沢左近大夫入道に命じられている。町御免所を限定することは、商品売買等の営

業許可地域を定めるといふ意味を有する。ただ九ヶ所免ぜられるとあるのに、実際には御免所として挙げられているのは七ヶ所であり、その理由はわからない。道路を掘り上げ屋を造る行為は、鎌倉の大路でよく行われていたようである。

これらの史料から、地奉行人は鎌倉中の民政業務を担当し、また保々を統轄する立場にあるといえる。保奉行人の関係について川上多助氏は、地奉行人と保奉行人の史料を精査し、地奉行人あるいは保検断奉行人の下に保奉行人が置かれていたと述べる⁽³⁾。確かに地奉行人が保々を統轄しているところからすると、そのような上下関係は否定できないところであるが、ただ注意しなければならないのはこれらの史料はいずれも一三世紀後半であつて、それ以前の状況については判然としないところがある。また前述したように奉行人といつても広狭様々の意味で用いられており、管理的な職務に携わる者を含めてある機関に所属する者全体をさす場合もあるし、その実務担当者であり下僚的性格を有する者だけをさす場合もある。そこで地奉行人である小野沢左近大夫に関連する史料を辿ってみると、必ずしも保奉行人との上下関係だけではなく、その一体性を見出すことができる。

小野沢左近大夫は、『吾妻鏡』暦仁元年（一二三三）二月一七日の記事に將軍源頼経上洛の際の隨兵として初めてあらわれ、同年一〇月七日の記事では小野沢左近大夫仲実の名で執権北条泰時の使者を務めている。その後、出家して光蓮という法名を名乗つたようで、『吾妻鏡』建長三年（一二五二）二月三日条には次のような記事がみえる。追加法二七二にも同文の規定がある。

鎌倉中在々処々、小町屋及売買設之事、可レ加^二制禁^一之由、日來有^二其沙汰^一、今日被^レ置^二彼所々^一、此外一向可^レ被^二停止^一之旨、嚴密触之被^レ仰之処也、佐渡大夫判官基政、小野沢左近大夫入道光蓮等奉^二行^一之云々、

鎌倉中小町屋之事被^二定置^一処々

大町 小町 米町 龜谷辻 和賀江 大倉辻 氣和飛坂山上

不_レ可_レ繫_二牛於小路_一事

小路可_レ致_二掃除_一事

建長三年十二月三日

鎌倉中の小町屋を七ヶ所定め置き、その他は停止した上で、小路に牛を繋ぐことを禁止し掃除すべきことを命じたものである。小野沢左近大夫と並んで掲げられている佐渡大夫判官基政について、川上多助氏は引付衆とする⁽⁴⁾。確かに一〇年後、『吾妻鏡』弘長元年(一二二六)三月二〇日条には引付衆としてあらわれるが、建長の段階ではそのような形跡は見あたらない。佐渡大夫判官基政に引き当てて、小野沢左近大夫の地位はそれ程低くないとするのは如何であろうか。いずれにしても小野沢左近大夫は鎌倉中の小町屋や道路の管理に携わったのであり、そこから地奉行人と称されたともいえる。しかしながら、その役目はそのような土地に関することに限定された訳ではない。次に掲げるのは、『吾妻鏡』建長五年(一二五三)一〇月二一日の記事である。

被_レ定_二利売直法_一、其上押買事、同被_二固制_一、小野沢左近大夫入道、内嶋左近將監盛経入道等為_二奉行_一、

薪馬麴直法事

炭一駄代百文 薪三十束_三把別百文

萱木一駄八束代五十文 藁一駄八束代五十文

糖一駄_一文代五十文

件雑物、近年高直過_レ法、可_レ下_二知商人_一者、又和賀江津材木事、近年不法之間、依_レ難_レ用_二造作_一、被_レ定_二

其寸法、所謂樽長分八尺、若七尺、令_二不足_一者令_レ点_二定之_一、奉行人可_レ申_二子細_一之由_{云々}、以下略_レ之、

様々な物品の価格を制限し押買を規制しているのであるが、こうした取引関係に対する規制は保奉行人の重要な管轄事項でもあった。そのことは延応二年（一二四〇）に保奉行人に対して取締事項として挙げられた八項目の中に、「丁々仕々売買事」および「押買事」が掲げられていることから明らかである。⁽⁵⁾ ちなみに、この延応二年の布達は執権北条泰時が保奉行人に対して命ずる形となっていて、『吾妻鏡』同年二月二三日の記事には「以_二去_二二日制符_一、被_レ付_二保々奉行人等_一」_{云々}とある。これは寛元三年（一二四五）に五項目の規制が、保奉行人に対し執権北条経時の命令として、評定衆の佐渡前司基綱を通して伝えられたのとは異なっている。すなわち「基綱写_二去_二廿二日御教書_一、今日相_二触_二保々奉行人_一」_{云々}とあり、御教書が基綱を介して保奉行人に布達されている。勿論、延応二年の時にも介入する者がいた可能性は高いが、ただそれは史料上にはあらわれていないのであり、それはその者がそれほど重職の者ではなかったことによるのかもしれない。それはともかく建長六年（一二五四）にも、小野沢左近大夫はまた次のように保奉行人の職務内容に係わっている。⁽⁷⁾

鎌倉中保々奉行条々事、殊不_レ可_レ有_二緩怠之儀_一之旨被_レ定_レ之、又政所下部、侍所小舍人等可_レ止_二鎌倉中騎馬一事_一、同被_二仰出_一」_{云々}、次押買以下事可_二停止一事_一、被_レ仰_二万年九郎兵衛尉_一」_{云々}、後藤老岐前司基政、小野沢左近大夫入道光蓮等為_二奉行_一、

鎌倉中の保々において奉行すべき条々について、まず緩怠しないこと、次に政所下部や侍所小舍人が鎌倉中で騎馬しないこと、そして押買等を停止することが挙げられている。小野沢左近大夫と後藤老岐前司基政のほかに、万

年九郎兵衛尉の名が新たにみえる。先の建長五年の際には内嶋左近将監盛経という名前もみられた。いずれも保奉行人の上司的な存在かと思われるが、二人ないし三人の名前が挙げられるのは、寛元三年の時の佐渡前司基綱とは異なつてより保奉行人に近い存在、というより保奉行人の中の管理職的な存在であり、自らも保奉行人として実務をも担当していたとみるのが自然ではなからうか。後述するように弘長元年(一二六一)には、小野沢左近大夫は後藤孝岐前司基政とともに、さらに広範な九項目にわたる規制を命じられて⁽⁸⁾いるが、それは保々にさらに下達することの他、自らもその規制を実施する責務を負っていたものと思われる。

以上、地奉行人であつた小野沢左近大夫は、保奉行人の上司的な存在、管理職的な立場にあつたが、自らもまた保奉行人としての業務を担つていたことについて述べてきた。地奉行人と保奉行人を全く別個のものとみることにはできず、両者は重なり合う存在であつたといつてよい。

次に保奉行人についてであるが、史料上に最初にあらわれるのは、前述した『吾妻鏡』延応二年(一二四〇)二月二日の記事においてであると思われる。そこには「鎌倉中可レ被_レ停止_一条々之事、今日有_二沙汰_一治定、相_二分保々_一、被_レ付_二奉行人_一、固可レ令_二禁遏_一之由_{云々}」⁽⁹⁾とあり、鎌倉中をいくつかの保に区分し奉行人を配置したことがわかる。停止されるべき条々についてはその後具体的に明記されており、「盗人事」以下の八項目が掲げられている。その中には、前述したように「丁々辻々売買事」や「押買事」が含まれていた。しかし、保の数や保奉行人の組織等については、なんら具体的なことはわからない。『吾妻鏡』延応元年(一一三九)四月一三日の記事によれば、京内における徒党対策や犯人処断のために保官人という職が存在したことがわかる。幕府より六波羅探題に對して命ぜられた六項目の条々の第二条および第四条にみられるのであるが、おそらくその影響を受けて翌年、鎌倉中においても同様の職として保奉行人を設置したのである。寛元三年(一二四五)に、執権北条経時が保奉行人⁽¹⁰⁾に対して五項目の規制を命じたことは前述したが、あらためてその史料を次に掲げる。

鎌倉中保々奉行人等、令_レ存知_レ可_レ致_レ沙汰_レ一条々、今日被_レ定、佐渡前司基綱為_レ奉行_一

保司奉行人可_レ存知_レ一条々

一 不_レ作_レ道事

一 差_レ出宅檐於路_一事

一 作_レ町屋_一漸々狭_レ路事

一 造_レ懸小家於溝上_一事

一 不_レ夜行_一事

右以前五箇条、仰_レ保々奉行人、可_レ被_レ禁制_一也、且相触之後、七ケ日於_レ立_レ之者、相_レ具保奉行人者使者、可_レ被_レ破却_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

寛元三年四月廿二日

武藏守

佐渡前司殿

(傍線筆者)

一つの文書の中に保々奉行人、保司奉行人、保奉行人と三種類の表記があらわれるが、同一の実体をさすものとみてよいであろう。⁽¹⁾保司とは中世的所領単位としての保の管理責任者であり、『吾妻鏡』文治四年(一一八八)三月一四日条および八月二〇日条には阿波国麻殖保の保司が早い段階であらわれている。保司奉行人とは、そのような表現が転用されたものと思われる。五ヶ条の禁制の内容をみると、第一条から第四条までは鎌倉中の土地や道路に関することであり、第五条は治安に関することといえる。

ところで奉行ないし奉行人の言葉にそれを修飾する表現が前置される場合、一つは例えば政所奉行人等のようにその所属する機関をさす場合と、もう一つは例えば作事奉行人等のように、その職掌に由来する場合とがあった。¹²⁾ 保奉行人はどちらかといえば前者の系列の表現であるのに対し、地奉行人や検断奉行人は後者の系列の表現であるといえる。もつとも最初に掲げた文永元年(一二六四)の「条々」にみえる鎌倉地奉行という表現は、鎌倉中全体の統轄に係わるということで、単に職掌として土地の管理に係わるというだけに止まらない意味を有しているといえる。いずれにせよ両者は互いに排斥する関係がなく、場合によっては重なり合つて存在し得る。五ヶ条の禁制の第一条から第四条までの職掌内容を中心にみれば地奉行人といえるし、その第五条を主とする場合は検断奉行人といえる。いずれも保奉行人を、職掌内容の面から捉えたときに成立する表現である。『吾妻鏡』宝治二年(一二四八)四月七日条では、幕府内に侵入した盗人が重宝を盗み取つた件で、保検断奉行人が緩急の罪過に処せられており、また『吾妻鏡』建長二年(一二五〇)四月二〇日条では、庶人の太刀、および諸人が夜間に弓箭を携行することを停止するべく、保々検断奉行人等に命じている。保検断奉行人や保々検断奉行人といった表現は、まさに保奉行人がここでは検断という職掌の面から捉えられていることを、端的に示している。『吾妻鏡』建長四年(一二五二)二月一〇日条では、鎌倉中の狭小路について、鞍を置いた馬を無断で常に後立ちすることを規制するよう保々奉行人に命じているが、これは道路管理に関する件であり、あえていうならばここでの保々奉行人は保々地奉行人と称することも可能であろう。

このように鎌倉中の土地・道路の管理と治安の維持に関する事項が、保奉行人の最も重要な二大管轄事項であり、地奉行人や検断奉行人という呼称が保奉行人との関連であらわれてくるのも、そのようなところに由縁があったといえる。しかしながら、これまでの行論からも察せられるように、保奉行人の管轄する事項は多岐にわたっており、前述した『吾妻鏡』弘長元年(一二六二)二月二九日の記事には、次に掲げるように実に多彩な事項が網羅

されている。

又関東祇候諸人、家屋之管作、出仕之行粧以下事、可_レ令_レ停_二止過差_一之由、被_レ定_レ之_{云々}、此外嚴制数ヶ条也、後藤老岐前司基政、小野沢左近大夫入道光連等為_二奉行_一、

一放生会棧敷可_レ用_二儉約_一事

一可_レ停_二止博奕_一事

一鎌倉中橋修理、并在家前々可_二掃治_一事

一可_レ禁_二制棄_一病者孤子死屍於路辺_一事

一念仏者招_二寄女人以下_一事

一僧徒褻頭横_二行鎌倉中_一事仰保々之可_レ禁_レ之

一鷹狩神社供祭外可_レ令_二停止_一事

一早馬事

有_二變急_一之時、為_二聞達_一也、而近代雖_レ非_二大事_一、以_二早速_一為_二其詮_一、頗為_二人馬之煩_一、然者、自今以後、非_二殊重事_一之外、可_レ止_二急速儀_一之由、可_レ被_レ仰_二六波羅_一矣、

一長者事

百姓等有_二其煩_一、一向被_レ止之處、鎌倉祇候之御家人等、還又可_レ有_二其愁_一、自今以後、充_二給日食_一、可_レ召_二仕之_一矣、

関東に祇候する諸人の過差停止について最初に確認した上で、その他の嚴制として九項目が掲げられている。第

一条の放生会棧敷の儉約からはじまって、第二条の博奕、第三条の橋修理・道路掃除、第四条の病者・孤子と死屍、第五条の念仏者、第六条の僧徒、第七条の鷹狩、第八条の早馬に関する規制が続く。最後の第九条の長者は、追加法三七〇では長夫となっていて、そちらが正しい。夫役の徵発に関するものと思われる。その「事書」の右肩には「同政所」の書き入れがあり、その業務の所管は政所であった。後藤宅岐前司基政と小野沢左近大夫入道光蓮は、政所の奉行人あるいは寄人としてこの業務を担ったと思われる。ちなみに、弘長元年(一二六一)の「関東新制条々」には、散在しているがこれら九項目に関連する内容が全て網羅されている。¹³⁾『吾妻鏡』の記事では、第八条と第九条を除いて事書のみが掲げられ、そして第六条の僧徒に係わる項目についてのみ「仰保々可レ禁レ之」という注記が付されている。しかし「関東新制条々」においては、本文の詳細な規定が収録されており、そこには第六条の僧徒以外の項目についても、「仰保之奉行人」等の表現で保奉行人に命じて規制することがみられる。例えば、第二条の博奕停止について、追加法三九四には次のように規定されている。

延応基政光蓮

一 可レ停_レ止博奕一事

盜賊放火之族、多以出来、因_レ茲度々禁制殊以嚴重也、而猶有_二違犯之輩_一云々、仰保奉行人并国々守護地頭等、重可_レ被_レ加_二禁遏_一、但_二匪_レ甚象甚者、非_二制限_一矣、

博奕については、保奉行人だけでなく守護地頭にも命じてその取締を行っている。興味深いのは、事書の右肩に「延応基政光蓮」と書き入れがあることである。基政は後藤宅岐前司基政、光蓮は小野沢左近大夫入道光蓮をさすことはいままでもない。両者が延応の頃にこの業務を担当したことを示す注記かと思われるが、前述した『吾妻鏡』

延応二年（一二四〇）二月二日条に掲げられている保奉行人に命ぜられた八項目の中には、博奕に関することはみられない。勿論、『吾妻鏡』に記録されていないことも考えられるが、次に掲げる「四一半徒党」に関する記事がこの注記に関係するのかもしれない。¹⁴

一 近年四一半徒党興盛事

於_二京中_一者、申_二別当_一、仰_二保官人_一、可_レ破_二却其家_一、至_二辺土_一者、申_二本所_一、可_レ停止、凡_レ隨_レ被_二召禁_一、申_二給其身_一、可_レ令_レ下_二進関東_一者、

評議を経て六波羅に、「僧徒兵杖禁制事」以下六項目が命ぜられたが、その第二条に規定されている。四一半とは四一半銭とも称され、博奕の一種であり田を賭けることもあったようである。¹⁵保官人は前述したように京内に設置され、保奉行人設置の契機となったものである。基政と光蓮が延応の頃に博奕停止について担当したとされるのは、鎌倉中にも同様の命が下されたのか、あるいは違犯者が召禁されその身を関東に送られることに係わつてのことかもしれない。

このように第二条の博奕について、鎌倉中においては保奉行人に命じて規制を加えている。同じく第三条の橋修理・道路掃除については、保之奉行人が怠慢なく沙汰すること、第四条の病者・孤子が路頭に棄てられた場合は、保々奉行人をして無常堂に送らせ、死屍については取り捨てさせることが規定されている。また第五条の念仏者については、女人を招き寄せ魚鳥類を食し酒宴を好むといった場合、保之奉行人をしてその家を破却せしめることが規定される。そして第六条の僧徒については、頭を裹₃み鎌倉中を横行するのを保之奉行人に命じて禁制している。

これら以外の項目については、保奉行人の介在は明示されていないので、基政と光蓮が直接にその業務を担当した

と考えられる。彼らはおそらく政所の奉行人ないし寄人として、また保奉行人の上司として、保の一般行政を担当すると同時にそれを統轄することによって、鎌倉中全体の行政を直接的に担っていた。そういう意味では地奉行人および保奉行人は政所に所属する下僚であり、それは前項で既述のごとく政所奉行人の形態の一つと位置づけ得る。

次に、賦奉行人について述べる。『沙汰未練書』には、「賦奉行トハ、最初本解状上奉行所也、関東六波羅在レ之」⁽¹⁶⁾とあり、また『武家名目抄』によれば、「賦別奉行ハ問注所くわんしゆの奉行人たる輩うけ給はる所職なり、賦は分附配當の意にして、此奉行たる者は吏民訴訟の事ありて訴状を奉るの時、これを受取其状に銘を加へ、さて五方引付に賦してこれを沙汰せしむ故に、賦別奉行・賦奉行等の称あり」とされる。⁽¹⁷⁾ 賦別奉行という表現は鎌倉期にはあまりみられず、室町期に多いのではないかと思われるが、これらの説明自体は鎌倉期にもほぼそのまま妥当する。すなわち賦奉行人は問注所奉行人の一種であり、訴訟が提起された時に最初に訴状を受け取り、それに銘を加えて引付に配布したのである。引付は所領相論等に関する所務沙汰を管轄したのであるが、その訴訟提起に際しての手続き等については、夙に石井良助氏が『沙汰未練書』等の記述を基に詳説するところである。⁽¹⁸⁾ 六波羅探題等における手続きは略して、鎌倉での手続きに限ってその概要を述べると、次のようになる。まず原告である訴人は、訴状と付属文書類の具書を問注所内の所務賦に提出する。郎等以下が訴える場合には、さらに主人等の推薦状である拳状を添える必要がある。所務賦の賦奉行は、それらの文書の内容や要件を確認した上で、「賦双紙」あるいは「賦状」と称される書面に沙汰の編目、すなわち事件名を書き入れ、訴状には賦の年月日と自己の姓名、すなわち銘を書き加える。そして、複数の番で構成される引付に、その番数に従ってその一件を賦る。引付の各番では、籤によって担当奉行を選定する。これ以降、引付での審理手続きが進行していくことになる。

このように賦奉行人は、訴状等を受理しその審査をした上で、引付に賦ることを職務とした。賦とは分配を意味する。追加法六四一に「訴状為レ非扱一者、不レ可レ賦之由、可レ被レ仰レ問注所一歟」とあるように、訴えに理由が

ないときは賦るべきではないとされた。また、前々項の安堵奉行人のところで既述したように「未処分所領相論配分事」については規定があり、その訴状は安堵奉行人が賦ることになっている。そのような例外はあるが、基本的には訴状の配分は賦奉行人が担当し、そして賦奉行人は問注所に所属する問注奉行人であった。

最後に、越訴奉行人について述べてこの項を終える。鎌倉期の越訴について、石井良助氏は『沙汰未練書』等の記述を基にその制度を究明し、越訴裁判所を破毀裁判所と位置づけたのに対し、佐藤進一氏は越訴頭の下での審理が進められたことを示す史料を提示し、越訴方は破毀裁判所ではなく審理機関であると見た。⁽¹⁹⁾その後、笠松宏至氏は徳政との関連という新たな視点から越訴を分析し、得宗権力をめぐる政治力学的関係を背後に見出し、また稲葉伸道氏はさらにその視点を推し進めて、越訴の廃止と復活の複雑な過程を得宗権力と將軍権力の対抗関係によって解明した。⁽²⁰⁾さらに長又高夫氏は、越訴の語義の変化について、次第を越えた違法な訴えと原則的に捉えた律令の概念から、中世武家社会における適法な再審請求へと移行する過程について、綿密な分析を加えた。⁽²¹⁾

このように越訴制度についての研究は進展したが、しかし越訴方を構成する越訴奉行人については史料上の制約もあり、なお不明な点が多い。『武家名目抄』では、「越訴奉行は本奉行の沙汰或は遅滞し、或は偏頗の事ある時、訴訟人越訴をいたすべき為に設けられしつかさにして、偏に奉行人等の私曲緩怠を防ぐべき職掌なれば、鎌倉殿の初政には置れしことなし．．．（中略）．．．北条時宗執権の初はじめて評定衆二人を以て此職に補せられ、奉行人の私曲を庄せられしなり、されば殊に其任を重くし、評定衆の中にも多くは北条家の親戚たる輩奉用せられたり」と説明される。⁽²⁴⁾ここで念頭に置かれているのは、文永元年（一二六四）に設置された越訴頭であり、評定衆二人とは北条実時と安達泰盛をいう。両者は越訴奉行とも称されたが、佐藤進一氏が述べるように、その指揮下には実際の審理にあたる多くの下級奉行人が存在し、彼らもまた越訴奉行人と称された。佐藤進一氏が挙げた永仁五年（一二九七）九月二十九日評定の「逢懸越訴事、為二奉行人一、出二仕引付一、可二沙汰一之由、被レ仰二出之一」という規

定は、確かにそのような担当奉行人の引継ぎに係わるものと思われる。またその基本的な性格や内容の理解について甚だ議論の多い弘安七年(二二八四)のいわゆる「新御式目」の中で、「越訴事、可₍₂₆₎被₍₂₇₎レ定₍₂₈₎奉行人」と規定されているのは、このような下級奉行人を主たる対象としたものと思われる。佐藤進一氏は越訴頭の下で審理を担当した奉行人は同時に引付奉行でもある事例を検出し、また越訴頭の多くが引付頭人を兼務していたことを認めている。⁽²⁹⁾越訴方を破毀裁判所とする石井良助説と、一個の審理機関とみる佐藤進一説の乖離は、破毀後に引付への移送を想定すると実態的にはそれほど大きなものではないともいえよう。いずれにせよ越訴頭およびその下級奉行人からなる越訴奉行人は、引付頭人および引付奉行の兼任であり、越訴奉行人は基本的に引付方に所属する引付奉行人であつたと考えてよい。

以上、地・保・賦・越訴奉行人について考察を加えてきた。その結果、地・保奉行人は政所奉行人、賦奉行人は問注奉行人、越訴奉行人は引付奉行人、として位置づけることが可能であることについて述べた。これらの奉行人は、前項で述べた政所・問注・引付奉行の形態の一種と考へ得る。地・保奉行人は土地・道路管理や検断をはじめ様々な一般行政に携わっていたのであり、勿論、裁判的なことと全く無縁とはいえないが、⁽³⁰⁾法曹官僚として位置づけるのは困難である。これに対して賦・越訴奉行人は、訴状の配布や再審の審理という裁判実務を実質的に担っており、法曹官僚の一員といつてしかるべきであろう。

(1) 前掲「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二九・三〇頁。その後、網野善彦氏は佐藤進一氏の見解を發展させたのに対し(鎌倉の「地」と地奉行、「網野善彦著作集」第三卷 中世都市論(岩波書店、二〇〇七年)六七頁以下)、増山秀樹氏は、地奉行と政所との関係を否定的にみる(前掲論文三三頁以下)。なお、高柳光寿氏が執筆した「鎌倉市史」総説編(鎌倉市、一九五九年)の第九章「鎌倉の市政」(一九八頁以下)および第十章「鎌倉の市制」(二二六頁以下)では、地奉行と保々奉行人について基本的な史料に基づき網羅的に解説されるが、政所との関係については必ずしも明確ではない。ただし「武家名目抄」の記述に批判的であるところからすると(二二六・七頁)、どちらかといえば否定的にみている。

るといえよう。

- (2) 追加法四二一～四二五、および佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第一卷 鎌倉幕府法の補註(41)(三九三・四頁)を参照。
- (3) 「都市としての鎌倉」(日本歴史地理学会編『鎌倉時代史論』(勿来社、一九三一年)三八二頁以下)。前掲『鎌倉市史』総説編も、地奉行は評定衆や得宗被官より選任され、地下人・雑人から任ぜられた保奉行人を支配下においたとする(二二五頁以下)。
- (4) 前掲「都市としての鎌倉」三八四頁。
- (5) 『吾妻鏡』延応二年(二二四〇)二月二日条。なお、追加法二二二～二二九を参照。
- (6) 『吾妻鏡』寛元三年(二二四五)四月二七日条。
- (7) 同右、建長六年(二二五四)一〇月一日条。
- (8) 同右、弘長元年(二二六一)二月二九日条。
- (9) 同右、仁治元年(二二四〇)一月二九日条にも、「洛中群盜蜂起」に関する評定の中で、保官人の下知に従わない在家を罪科に処すべきことが議論されている。なお、前掲『鎌倉市史』総説編は、保官人と保奉行人の類似性について述べている(二二二頁以下)。
- (10) 『吾妻鏡』寛元三年(二二四五)四月二二日条。なお、追加法二四五～二四九、『鎌倉遺文』六四七〇号を参照。
- (11) 前掲『鎌倉市史』総説編は、保司奉行人は保司と奉行人の二つの役であり、保司は保奉行人とは別のものとするが(二二三頁以下)、しかしながら網野善彦氏が述べるように(前掲論文八二頁註(24))、同一のものとみてよいと思われる。
- (12) 『吾妻鏡』建久元年(二一九〇)七月二七日条。
- (13) 該当する追加法を第一条以下、順をおってその番号を示すと、三四〇、三九四、三九六、三九七、三八六、三八七、三四八、三七一、三七〇である。ただし、追加法三四〇については、右肩に「奉行侍所」の書き入れがあり、同じく放生会に関連するが、内容的には若干異なる。なお、「関東新制条々」の構成および書き入れ(傍書)の性格について、佐々木前掲書一九三頁以下を参照。
- (14) 『吾妻鏡』延応元年(二〇三九)四月二二日条。
- (15) 同右、仁治二年(二二四一)四月二五日条、寛元二年(二二四四)一〇月二三日条、等を参照。
- (16) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三六二頁。
- (17) 前掲『武家名目抄』二三八頁。適宜に読点、ふりがな等を付した。
- (18) 前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』五三頁以下。
- (19) 同右、二八三頁以下。
- (20) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一〇六頁以下。

- (21) 前掲書一〇三頁以下。
- (22) 前掲論文二六四頁以下。
- (23) 『日本中世法書の研究』(汲古書院、二〇〇〇年)二六三頁以下。
- (24) 前掲『武家名目抄』二五一・二頁。適宜に読点を付した。
- (25) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一〇七頁。
- (26) 同右、一一〇頁。追加法六七七を参照。
- (27) 研究史の状況について、さしあたり佐々木前掲書二二頁以下を参照。
- (28) 追加法五一三。
- (29) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一〇九頁以下。
- (30) 追加法三九五には、「私出拵并拵銭利分事」に關して「若猶有「違犯之輩」者、就「訴訟」仰「奉行人」可下被「糺」返文書「没」取其物上矣」と規定される。ここでいう奉行人は保奉行人のことと思われる。

(6) 本・合・先・当・別奉行人

本・合・先・当奉行人については、以下、一括して述べることにする。

石井良助氏は、「本奉行は主任奉行の意であるが、現に当該訴訟を担当して居ると云ふ所から、又「当奉行」とも呼ばれた」とする一方、「尚本奉行と云ふ言葉は「当奉行」(金沢文庫所蔵文書徳治二年五月日常陸大椽次郎平經幹申状に「為但馬外記大夫政有当奉行、相論最中也」と見ゆ)に対する意味に於て先奉行を指した事があるから、注意を要する」と述べる。^②この説明をそのまま受け取ると、本奉行⇨当奉行という関係でありながら、他方では本奉行⇨先奉行⇨当奉行という関係になり、矛盾することになってしまう。本奉行人が当奉行人と対蹠的な関係で、先奉行人と同義に用いられる例は、管見の限り存在しない。石井良助氏が挙げている徳治二年(一一三〇七)の申状は次のようなものであり、関係箇所のみを掲記する。^③

暫く裁許が保留され、別に訴訟を受理した奉行人は処罰される。事件の担当奉行人、すなわち本奉行人を定めることの意味はかなり重大であった。追加法二一五には、次のような規定がある。⁴⁾

一 奉行人等可_レ令_二存知_一事

右、雖_レ為_二問状_一、可_レ相_二尋本奉行人_一也、本奉行人若有_二他行事_一者、前々有_二沙汰_一否事、取_二訴人書状_一、可_レ令_二申沙汰_一也、於_二自今以後_一者、令_レ違_二背此旨_一、有_二参差事_一者、可_レ令_レ止_二六十ケ日出仕_一之状如_レ件、

寛元二 一一六

在御判

被告への問状の発給にあたっては、本奉行人の関与が必要とされている。本奉行人にもし他行事がある場合は、前々にその沙汰があつたか否か、訴人の書状によって確認して沙汰することになっている。違背した他の奉行人とということであろう、六〇日の出仕停止となる。このように本奉行人は当該事件を専管するのであつて、それは越訴奉行人も同様であり、永仁五年(一一九七)の越訴停止の際には、まだ評定による判決確定に至っていない案件については、引き続き本奉行人に係属することが例外として認められた。⁵⁾

当奉行人とは現在の奉行人ということであり、ほとんどの場合それは本奉行人と一致するであろう。ただし、当奉行人という場合は、時間的な推移からその現在性に着目した表現であり、本奉行人とニユアンスは多少異なり、それは先奉行人と対で用いられる。例えば、庭中の一件であるが元亨三年(一一三三)の「国分友貞申状」には、次のような長文の「事書」がみられる。⁶⁾

欲_下早先奉行人大保六郎入道契道非勸条々顕然上者、仰_二当奉行人奈古三郎入道春寂_一、被_レ召_二返鳥津下野三郎
左衛門尉貞久所_レ給御教書_一、被_レ究_二兩方訴陳_一、於_二下地并所務濫妨_一者、可_二停止_一由、預_二御下知_一、至_二三年貢_一
者、任_二承元以来請所員數_一、可_二弁済_一由、宛_レ于_二友貞身_一被_レ上_二成_一下御教書_一、当国国分寺領事

(傍線筆者)

先奉行人としての大保六郎入道契道の「非勸条々」を述べ、当奉行人として奈古三郎入道春寂が御教書の返却、
訴陳の究明、下地・所務濫妨の停止について裁定を下すよう、庭中の場に救済を求めている。このように当奉行人
とは現に奉行人であることを意味しているが、場合によっては現に出仕している奉行人をさす表現としても用いら
れる。次に掲げるのは、延慶三年(一三一〇)の「関東引付衆結番交名注文案」である。⁽⁸⁾

一番引付

武蔵守無_二出仕_一 安芸守同前、掃部頭入道同前、

宮内権大輔雖_レ有_二出仕_一、則退出、因幡民部大夫入道 伊勢前司

筑前権守 斎藤十郎左衛門尉 下郷中務丞出仕無_レ之、

当奉行雑賀孫二郎宗有 南条四郎左衛門尉頼直 越中左近藏人

(以下略)

一番引付を構成する奉行人の交名が注記されているが、ここでの当奉行とは、「無_二出仕_一」と「雖_レ有_二出仕_一」
則退出」等に対比されていて、現在、出仕中であることを意味していたと思われる。雑賀孫二郎以下の三名が出仕

していたのであろう。いずれにしても当奉行人とはその時間的推移、現在性に留意した表現であり、本奉行人とは少しニュアンスを異にはするが、対蹠的な意味関係に立つことはないといつてよい。これに対して、先奉行人と当奉行人はまさに対蹠的な関係にある。

次に、合奉行^{あひ}について石井良助氏は本奉行と比較して、「即ち本奉行は前記の如く、一方引付の公文中より選ばれた或る事件の担当奉行と云ふ意味であり、別に、「本奉行」と云ふ役人が常置されて居た訳ではなかったのに反し、「合奉行」は常置の官職であると云ふ相違があつたのである」と述べる。^⑨しかしながら、『武家名目抄』によれば、「本奉行・合奉行はもと一事沙汰の上にてよべる称呼なれば、全く定まりたる職名にはあらず、鎌倉殿武家中興の初、訴訟の事あるに臨みて、家司の内より専当の奉行を定め、其沙汰を致さしむ、これいはゆる本奉行なり、又政所寄人の内より一人を以て其副たらしむ、これを合奉行といふ、さればいづれも常日の所職にてはなかりしを、引付衆を置れし後、其衆を以て本奉行に定むる事は、臨時の職掌にて初の格に異ならざりけれど、合奉行に至ては、寄人の内より常に定置る、例となりて、おのづから職名の如くなりしなり」ということである。^⑩すなわち、引付設置以前は合奉行人も本奉行人と同様に、事件毎にその担当を定められていたと思われる。次に掲げるのは、寛元二年(一一四四)の追加法二一八の規定である。^⑪

一 奉行人事

右、於下有合奉行人之事者、同以可レ令申沙汰之処、一人有申事可レ止之、但一方若及他行、令所勞者、不レ及子細一歟矣、

その意味がよく取りにくいのが、合奉行人の選定について規定してはなないかと思われる。「同以可レ令申

沙汰」とあるのは、本奉行人と同じように選定することを意味しているのではなからうか。また「一人有申事可レ止レ之」とは、特定の奉行人を合奉行人とすることを止めるべきという意ではなからうか。とすればこの規定は引付設置以前のものであるから、『武家名目抄』の説明をあなたがち無視する訳にはいかない。いずれにせよ合奉行人は本奉行人と対で存在するのであり、後には本奉行人は訴人を管掌し、合奉行人は特定の奉行人に固定されて相奉行人と表記され、論人を管掌することとなった。

最後に、別奉行人について述べてこの項を終える。家永遵嗣氏は、近年、室町期の訴訟制度との関連で議論が盛んとなっている別奉行人について論ずる中で、その淵源を鎌倉期に辿って、弘安七年（一二八四）の追加法五四六が神社毎に担当の引付方を規定していることに注目した。⁽¹²⁾そして、増山秀樹氏は、この別奉行制の先駆形態ともいえる神社毎の担当引付制の原初形態は鎌倉初期から存在し、寛元・宝治年間以降、次第に整備されていったとする。⁽¹³⁾このように室町期にかけて形成される別奉行制は、訴訟等について奉行人が特定の神社を担当するシステムであった。別奉行人という言葉自体は鎌倉期の初期からあり、それは単に別の奉行人ということを意味するだけであつた。⁽¹⁴⁾が、文永一〇年（一二七三）の「大隅正八幡宮大神宝使催使重申状」において「而此大神宝者、全非二守護所方之沙汰、一向別奉行人之准拠也」とされているのは、室町期の別奉行制に通ずるものといつてよいかもしれない。いずれにせよ、追加法五四六にあらわれた別奉行制の先駆形態は、史料上では神社奉行人と称されているのであり、鎌倉期においては神社奉行人の形態の一種として位置づけるべきであろう。

以上、本・合・先・当奉行人および別奉行人について、粗雑ながら述べてきた。担当奉行人である本奉行人と、補佐する合奉行人は対比的な存在であり、適宜に選任されるものであつたが、後には合奉行人は固定されるようになった。先奉行人と当奉行人は対比的なものとして時間的な前後に従つて称される。これらは奉行人の状況に即した表現であり、その奉行人の本来の性格に従つて変化するので、一義的にその性格について論ずることはできない。

しかしながら、多くの場合が訴訟や裁判とのかかわりで問注奉行人や引付奉行人について用いられており、それらは法曹官僚的性格を有していたといえる。別奉行人も同様に奉行人の状況に即した表現ではあるが、それは寺社奉行人の形態の一種と考えるならば、そこで既述したように実務的な法曹官僚とはいえないであろう。

- (1) 前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』七八頁。
- (2) 同右、八〇頁。
- (3) 『鎌倉遺文』二二九七七号。
- (4) 同右、六二七三号も参照。なお、追加法三五一(『鎌倉遺文』八六二八号参照)には、問状を清書する奉行人に対して、本奉行人が訴陳状等を請け取り沙汰した上で、書き下すよう規定している。
- (5) 『鎌倉遺文』一九三〇号および一九三〇一号を参照。
- (6) 同右、二八六〇四号。
- (7) 朝廷裁判の場合であるが、弘安七年(二二八四)と推定される『兼仲脚記』の裏文書の記事にも、先奉行と当奉行が対比的にあらわれている(『鎌倉遺文』一五二三九号)。
- (8) 『鎌倉遺文』二四〇二四号。
- (9) 前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』八〇頁。
- (10) 前掲『武家名目抄』二四七頁。適宜に読点等を付した。
- (11) 『鎌倉遺文』六三三八三号も参照。
- (12) 『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、一九九五年)七八・九頁。
- (13) 前掲論文三六頁。
- (14) 『吾妻鏡』文治二年(一一八六)七月二十八日条、同寛元三年(一二四五)十一月四日条、等を参照。
- (15) 『鎌倉遺文』一一四一七号。なお、『鎌倉遺文』九六八〇号を参照。